

令和3年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周防大島町地域公共交通活性化協議会

住 所 大字小松 126-2

代表者氏名 会長 山中 茂雄

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月〇〇日

(名称) 周防大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

周防大島町においては、柳井市へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、周防大島町内に路線バス、乗合タクシー、町営バス（スクールバス一般混乗型）、スクールバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。

幹線交通が柳井市に向かう手段として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能しているほか、幹線交通に通じる町営バスや乗合タクシーが支線の役割を果たしている。

奥畑線乗合タクシーについては、定時定路線での運行を維持してきたが、人口減少による利用者の減少が顕著になってきたほか、歴代エリアにおいて斜面沿いに住宅が広がっており、従来のバス停と住宅地との間に高低差がある状況であることから、高齢者を中心に自宅付近でのバス停設置ニーズが高まっていた。

こうした状況を踏まえ、令和6年10月から奥畑線においてデマンド型交通の実証運行を開始し、令和7年10月から本格運行へ移行した。また、住民からの要望に応え、令和7年8月からは運行時間の延長や停留所の追加など、利便性向上に向けた改善を実施している。小松・歴代エリアにおける生活交通の確保は、地域住民の通院・買い物・通学等の基本的な移動を支えるうえで不可欠であり、デマンド型交通「奥畑線乗合タクシー」を継続的に確保・維持することは、地域の生活基盤の維持と持続可能性の向上に大きく寄与するものである。今後も住民ニーズに応じた運行を継続し、地域公共交通の安定的な確保を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

周防大島町地域公共交通計画にある令和9年度の目標値、町民1人あたりの（通学目的以外での）年間公共交通利用回数7.8回、通学目的での年間公共交通利用者数218,500人以上、陸上交通の維持に係る町の行政負担額109,002千円以下、フィーダー系統の収支率7.7%以上を達成することを目標とする。

地域における新たな公共交通としてデマンド交通を持続させるため、奥畑線乗合タクシーについては、利用者数を令和9年度2,073人以上（令和7年度実績1,365人）、行政負担額を令和9年度7,635千円（令和7年度実績8,070千円）、収支率を令和9年度7.7%以上（令和7年度実績3.5%）とすることを目標とする。

（周防大島町地域公共交通計画 P39～40 参照）

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、町民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・送迎交通を含めた交通ネットワークの再構築 ・使いやすい運賃体系の確立 ・分かりやすい公共交通に向けた情報発信の推進 ・公共交通を使う機会を増やす取組の推進 ・周辺領域との連携による多角的な収益の確保 (周防大島町地域公共交通計画 P42～62)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 総合事業費8,359千円から運賃収入、大島病院利用者への無料措置補助分、フィーダー補助を差し引いた分を町が負担する。 (※大島病院利用者への無料措置補助については、町が負担する。)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 【奥畑線乗合タクシーの年間利用回数(児童・生徒以外)】 評価手法: 利用実績(児童・生徒以外の利用者数)による定量評価 測定方法: 運行主体が日単位で利用実績を計測(配車システムから実績を集計) 【奥畑線乗合タクシーの利用者数(児童・生徒)】 評価手法: 利用実績(児童・生徒の利用者数)による定量評価 測定方法: 運行主体が日単位で利用実績を計測(配車システムから実績を集計) 【奥畑線乗合タクシーの町の行政負担額】 評価手法: 支援実績(補助金額)による定量評価 測定方法: 国・運行主体の作成するデータにより確認 【奥畑線乗合タクシーの収支率】 評価手法: 運行収入及び運行経費による定量評価 測定方法: 運行主体が年度ごとに運行収入と運行経費を算出 【奥畑線乗合タクシーの運賃収入】 評価手法: 運行収入による定量評価 測定方法: 運行主体が年度ごとに運賃収入を算出 【奥畑線乗合タクシーの二酸化炭素排出量】 評価手法: 年間走行距離に車種別(ハイエース)の二酸化炭素排出原単位を乗じた数値を定量評価 測定方法: 配車システムから実績(走行距離)を集計し算出
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和3年度】

令和3年11月12日 ・周防大島町地域公共交通活性化協議会 設立

【令和4年度】

令和5年3月 ・周防大島町地域公共交通計画策定

【令和5年度】

令和6年3月 ・周防大島町全域の交通体系のり・デザインと、あらゆる主体が連携して交通を支える体制構築実証プロジェクトについて検討

【令和6年度】

令和6年5月 ・計画全体について合意

令和6年7月 ・奥畑線乗合タクシーの見直し実証運行について合意

令和6年11月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画の骨子案について検討

令和7年1月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画（素案）について検討

令和7年3月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画（案）について合意

【令和7年度】

令和7年6月 ・奥畑線の実証運行の見直し等（運行事業者の変更を含む）について合意

令和7年10月 ・奥畑線の実証実験結果について

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画（素案）について合意

令和7年12月 ・地域公共交通確保維持改善事業における事業評価について

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画（変更案）について合意

令和8年3月 ・令和8年度以降の町営バス（スクールバス一般混乗型）の見直しについて合意

・東和地区白木半島エリアの第一次実証運行計画について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

公共交通計画案について、周防大島町で意見聴収を行ったところ、下記の意見があった。

- ・バスの便を増やして欲しい
- ・運賃が高い
- ・バスの運行表が見にくい
- ・乗り継ぎが不便
- ・なくなれば高齢者が困る 等

計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバス系統の確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）周防大島町大字久賀 5134 番地（久賀庁舎）

（所 属）産業建設環境部地域交通課地域交通班

（氏 名）中野 真吾

（電 話）0820-79-1015

（e-mail）chiikikoutsu@town.suo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

人口集中地区以外地区

35 山口県

YAMAGUCHI-KEN

市町村境界図

Boundary Map of Shi, Machi and Mura



縮尺 1:1,750,000

凡例 Legend

- 人口集中地区 Outside of Population Concentration Areas
- 市界 City Boundary
- 町界 Town Boundary
- 村界 Village Boundary
- 市界 City Boundary
- 町界 Town Boundary
- 村界 Village Boundary

出典: 令和2年国勢調査

表1 地域公共交通維持継続等事業により運行を継続・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーター系統）

申請所長名	市区町村名	協議会名
山口県	大庄町	大庄町地区公共交通活性化協議会

年度
令和9年度

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる路線	(申請番号) 運行系統名称	運行系統			往	便	計画運行日数	計画運行回数	運行開始年度	補助開始年度	補助対象となる案件(国定7・9)	補助対象となる事業(国定7・9)	補助対象となる事業(国定7・9)
					起点	経由地	終点									
1	大庄町	ササニセト交通	市町村(タクシー等)等に運行委託(乗合タクシーなど)	(1) 大庄町地区公共交通活性化協議会	△	小庄・鹿代地区				359.0日 1,922.0回	○	令和8年度	令和8年度	④ 大庄町地区公共交通活性化協議会	大庄町地区公共交通活性化協議会	④ 大庄町地区公共交通活性化協議会
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
山口県	大島郡周防大島町	周防大島町地域公共交通活性化協議会	令和9年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	12,854 人
交通不便地域等（人）	12,854 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
12,854 人	周防大島町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通利便増進実施計画	令和7年3月31日	令和8年度

